



平成 25 年 7 月 12 日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 14 番 14 号
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代 表 取 締 役 社 長 小 方 功
(コード番号：3031 東証マザーズ)
問い合わせ先：
取 締 役 財 務 担 当 副 社 長 今 野 智
電 話 ： 0 3 - 5 6 5 2 - 1 7 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 12 日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 7 月 27 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- ①当社及び子会社の事業に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）について追加・変更等の整備を行うものであります。
- ②単元株制度の採用に伴い、単元未満株主の管理の効率化を図るため、第 7 条（単元未満株式についての権利）を新設し、現行定款第 7 条以下の条数を繰り下げるものであります。

なお、当社は平成 25 年 5 月 1 日付で普通株式 1 株につき 300 株の割合で株式分割し、これと同時に普通株式 100 株を単元株式数とする単元株制度を採用しております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 7 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 25 年 7 月 27 日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>インターネットを利用した電子商取引業務</u>およびその<u>仲介業務</u>2. <u>インターネットを利用した電子商取引および決済システムの開発・運用・提供</u>3. <u>インターネットを利用した情報提供サービス業務</u>4. <u>インターネットのホームページ作成業務</u>5. <u>インターネットに関するコンサルティング業務</u>6. <u>コンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに賃貸</u>7. <u>コンピュータならびに周辺機器の販売、賃貸、輸出入および導入指導</u>8. <u>広告の企画および制作ならびに広告代理業</u>9. <u>金融業</u> (新 設) (新 設)10. <u>小売店に対する経営コンサルティング業務</u>11. <u>前各号に付帯する一切の業務</u> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>EC事業 (電子商取引事業)</u>およびその<u>仲介・斡旋</u>2. <u>企業間取引の決済サービスシステムの提供</u>3. <u>企業間取引の情報提供サービスシステムの提供</u> (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)4. <u>広告、宣伝、撮影、出版等に関する業務</u>5. <u>各種債権の買取り、保証等に関する業務</u>6. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</u>7. <u>信用調査および市場調査に関する業務</u>8. <u>前各号に関するコンサルティング業務</u>9. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第7条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>第8条～第50条 (現行どおり)</p>